

議長（竹島ユリ子君） 2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） おはようございます。質問に入る前に、1点だけ追加をお願いしたいと思います。実は、2つ目の質問のところに、「保育所の入所基準及び広域保育・児童減少時期」とありますが、この中間に「広域入所」という言葉を追加して「保育所の入所基準及び広域保育・広域入所児童減少時期」とさせていただければと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

通告しています3点についてお伺いいたします。

1点目は、ひとり暮らし老人宅、要支援宅のテレビ更新時の支援についてお聞きいたします。

テレビのデジタル化に伴い、各家庭ではテレビ本体の更新やチューナーの更新を行わなければ受信が不可能となることは、皆さんご承知のことと思いますが、ひとり暮らし老人宅や要支援宅でのテレビ更新に対し、本人の希望などを聞き取り調査し、テレビの大きさや機能など一定の基準を設け、支援体制を整備されるお考えの有無について村長のお気持ちをお聞きします。

なお、近隣の町では、民生委員や地区相談員の方々が個別訪問により、広く住民の希望をお聞きしているとの情報を得ていますので、補足しておきます。

次に、2点目の保育所の入所基準及び広域保育・広域入所児童の減少時期に対する対応などについてお伺いいたします。

先日、今年度新しく舟橋小学校に入学する児童についてお尋ねしたところ、新入学児は42名だとお聞きしました。ことしの舟橋村保育所の卒園児数は21名と聞いておりますが、これは新入学児童数の半数であり、残りの児童については、他市町の保育園、幼稚園等へ通園していたことになりませんが、入所希望児の状況については、入所基準が厳しく入所できなかったのか。また、家族の都合によりほかの市町の保育園、幼稚園を選択されたのか。なぜ舟橋村保育所へ入所できなかったのか、その内容についてお尋ねします。

また、広域入所に対する考え方、広域入所に要する費用についても、過去3カ年の推移はどうなっていますか。外部へ出す費用で保育士の雇用を図り、舟橋村保育所の最高水準の受け入れとして住民サービスを図っていくべきと考えますが、いかがですか。今後予想される児童数の減少時期及び減少規模予想についてお尋ねするとともに、対応策のお考えをお聞きします。

児童同士のいじめや登校拒否など最近の風評を考えると、保育所から小学校へと仲よく進んで一緒に勉強や運動をしてもらいたいと思っていますことをつけ加え、2点目の質問とします。

次に3点目ですが、国の農業政策の変換により交付金単価の減少に対する村独自の支援策についてお伺いいたします。

国では政権交代が進み、農業政策は産地づくり交付金事業や水田経営所得安定対策等を中心に、農家への支援対策が講じられてきましたが、一部を除き、新年度からは、米戸別所得補償モデル事業や水田利活用自給力向上事業にかわり、農家を取り巻く環境は激変し、特に自給率向上のための戦略作物として、国からの直接支払いにより全国一律の交付金が支払われます。このため、前年度までの交付金と大きな差が生まれるため、激変緩和措置がとられることになりましたが、それでも大麦では10アール当たり3,000円、地域振興作物のネギでは2万円の減少となります。このようなことから、産地づくりや集落営農組織の今後の進み方が不透明となり、再生産への意欲の減少や組織の活力維持にも支障を来しているのが現状であります。地域、農家の活性化のためにも、村単独の支援体制について考慮できないものかお聞きするものでございます。

以上、3点についてお伺いいたします。

議長（竹島ヨリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 2番明和議員のご質問にお答えいたします。

初めに、生活弱者への地上デジタル化支援対策についてであります。

ご案内のとおり、地上デジタル放送とは、従来のアナログ方式に比べ、高品質な映像と音声を受信することができる新たな放送でありまして、2011年7月24日にアナログ方式から完全にデジタル化に移行するわけでございます。このサービスへの完全移行に向けて、総務省ではテレビなどを通じましてPRを進めているところであります。

また生活弱者対策といたしまして、生活保護などの公的扶助を受けている世帯には、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要なチューナーの無償給付を行っておりますが、本村には該当世帯がありません。今後、県や周辺自治体の動向を踏まえ、本村としての対応をしてみたいと思っております。

余談になりますが、先日舟橋会館におきまして、民生児童委員さんの主催でひとり暮らし高齢者と民生児童委員のつどいが行われまして、私はそこへ行ったわけですが、そのときに私も皆さん方のご意見を率直に聞けるだろうと思ってお訪ねしたわけで

ございます。そうしたら、その答えが「私は別に……」ということもございましたが、中には、「この際テレビをやめて、現在もラジオを聞いている。テレビ番組を見ていると、どうしても画像を見ないと移動できないが、ラジオ番組だったらラジオを持って移動できるので、この際やめたい」という理由をおっしゃった方もおいでになりました。ですから私は近隣の町の個別の方を訪問して、どうかということをお尋ねになっているのはまさしくそのとおりだと思っています。一律には私はどうかと思っていますわけですが、そういった実態把握に努めるべきだと思っておりますので、十分今後とも研究してまいりたいということをお願いする次第であります。

次に、保育所の入所基準及び広域入所・児童減少時期に対する対応策についてお答えいたしたいと思えます。

保育所の入所基準は、両親がともに働いている等、同居の家族が家庭で児童を保育できない場合と定められているわけであります。ご質問は、新年度小学校入学児童の半数が村外の幼稚園等に通園していて、なぜ村の保育所に入所できなかったのかということであります。一口で申し上げますと、私が今ほど言いましたように、入所基準に達しないため入所申し込みをされなかったものであると理解しているところであります。

村外保育施設へ通園している児童の保護者の多くは専業主婦の方であります。また、数名の方は保護者の勤務の都合上や、休日保育を実施している保育園や幼稚園を希望されたためと伺っております。

平成22年度の小学校入学予定者は42名であります。このうち舟橋村保育所からは20人、広域保育入所者は3名、したがって19名が幼稚園児と考えられます。

広域入所基準は、保護者の勤務地や通勤途中にある場合、祖父母の居住地で、祖父母の送迎等援助が必要なとき、あるいは自宅が市町村の境界近くにある場合、その他村長が認めた場合というふうに定められております。いずれにしましても、広域入所手続が必要であると理解していただきたいと思えます。平成22年から26年の5カ年間の後期計画ということでございますが、本年度策定中の舟橋村次世代育成支援行動計画の調査によりますと、舟橋村保育所の入所児は平成16年度の136名が最多でありまして、以降133名、126名と減少してまいります。平成21年度は110名、22年度は118名でスタートいたしているわけでございます。

また、平成21年4月1日の住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法に基づいて人口を推計いたしますと、未就学児の人口は平成22年241名、23年234名、

24年241名、25年232名と右肩下がりになるような状況でございます。しかしながら26年に242名と増加するという予測結果が出ております。現政府から打ち出されております幼稚園と保育所の改革では、一元化か一体化かはっきりしませんが、一元化ということで申し上げますと、幼稚園と保育所の二元制度を一つにまとめることで厚生労働省と文部科学省との綱引きが予想され、なかなか一元化することは困難だろうと予測しているわけでございます。

それでは、過去3年間の広域入所に係る費用額を申し上げたいと思います。

初めに委託分から申し上げます。今年度21年は17人で1,100万円、20年度は13人で840万円、19年度は10人で710万円であります。

次に受託分であります。21年は3人で200万円、20年は4人で230万円、19年は3人で200万円となっております。

本村では保育職員の体制を整えるため、例年12月に保護者へ入所申込用紙を配布いたしまして、1月から受付を行い、その後、入所判定会議で入所を決定していただいております。舟橋村保育所は定員120名でありますけれども、申込者が定員の120名を超える場合でも、規則の許す範囲内として定員を超える15%、20人増にも対応しております。また、途中入所につきましてもおおむね定員の25%、30人増まで受け入れをしております。そのことから、途中入所の0歳児及び1歳児については職員配置の都合もありまして、広域をお願いする場合がございます。また、一時保育や延長保育を行っていることもありまして、これらの職員の配置も今後とも必要だと思っております。

いずれにいたしましても、村内には若い世帯が多いわけでございます。子どもを産み育てやすい環境整備が求められているわけございまして、このような実態を把握いたしまして、可能な限り希望に沿うような保育体制に努めてまいりたいと考えております。

ただ、保護者の方には教育と保育については多様なお考えを持っておいでになるということもありますので、今後ともそのような意向も見極めながら、適切に広域体制に臨んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、戸別所得補償モデル対策について産地づくりを目指してきた農家の収入が減少するため、村単独の支援を行えないかという質問についてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、この対策は主食用米への助成である米戸別所得補償モデル事業と、主食用以外の作物への助成である水田利活用自給力向上事業の2つに分けられている事

業であります。

議員のご指摘は、後者の主食用以外の作物への助成、水田利活用自給率向上事業において、国が定めた全国一律の交付単価に激変緩和措置を講じても、前年までの産地確立交付金と比較して助成金が減少することから、村単独の支援はできないかというご質問でございます。

昨年までは産地確立交付金が、アルプス地域水田農業推進協議会を事業主体といたしまして、販売実績に合った麦、大豆や野菜に対して交付されておったのが事実であります。助成単価は、例えば麦、大豆の場合、積算根拠は省略させていただきますが、最高で10アール当たり5万8,000円の助成、また野菜におきましては最大7万円の助成がされておったわけであります。

これが新制度では、麦、大豆は、作付10アール当たり一律3万5,000円になり、その他野菜も一律1万円になると、当初発表されておりました。団地化されていない小規模な農家にとってはプラスになるかもしれませんが、地域の農業を担う大規模な農家や組織は、団地化して転作しているため、大きな打撃を受けるというふうに思っております。県内でも砺波市のチューリップや氷見市のハトムギの事例がよく報道されているところであります。全国の産地確立交付金で高額の助成を受けている同様の産地等からの突然の制度変更により地域の生産体制、特産振興が維持できなくなるといった現場の声が多数上がりまして、国が講じた措置が、先ほど明和議員がおっしゃった激変緩和措置であります。

激変緩和措置は、単に一律的な加算措置を講じて、すべての農業者に万遍なく支援を行うものではなく、真に激変緩和が必要な者に対して効果的な措置が講じられるようにすることが大前提となっております。その方法といたしましては、まず県において、その他野菜等の作物への助成額の活用や、飼料作物の単価を減じて麦、大豆の単価を上乗せすることなどによりまして減少額を緩和させることになっております。それでも対策が不十分な場合は、アルプス水田農業推進協議会のような地域協議会などにおきまして、県から配分された激変緩和調整枠の額の範囲内で加算できるというふうにもされているわけございまして、現在、県レベルの調整は終了いたしまして、アルプス水田農業推進協議会において設計された激変緩和調整枠を活用した加算内容につきまして、県と国との協議が行われているというふうに伺っております。

同協議会では、制度変更により、経営に大きな影響を受ける転作組合、集落営農、農

業者等を特定いたしまして、これらの者が受ける影響の内容を分析いたしまして、最も効果的に支援を行う手法を検討するなど、転作率の高い経営体が米戸別所得補償モデル事業の交付金と合わせまして、21年産と比較いたしまして、助成総額が減少しないよう、対象作物、加算額的设计が行われたというふうに聞いております。

この後、国との協議が終了し、4月上旬開催予定の総会で助成単価が確定される予定であります。明和議員同様に、私も新しい助成体系がどのようになるか非常に関心を持っているところであります。同協議会によりますと、おおむね前年度並みの単価設計になるように設計したと聞いております。しかし、完全に前年同額になるというものではありませんので、多少なりとも減額になる場合も出てくると思います。しかしながら、このモデル対策は、米においては全国一律の単価にすることによって、規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、販売価格を高める努力を行った地域ほど所得が増える仕組みとなっております。

また、担い手にとりましては、収入額の見通しが立つようになることで、経営規模の拡大に取り組める環境ができますし、村の農家の大半を占める兼業農家の中からも意欲を持った新たな担い手の出現、新たな営農組織の設立も期待できると考えております。そして、23年度からの本格実施に円滑に乗っていくためにも、22年度における農家の努力は不可欠であると考えております。それが本村の農業の伸展にもつながるものと考えております。助成金が前年に満たないからといって単純に支援することは、まさにばらまきの類に当たると思いますし、逆に地域農業の弱体化をもたらすものとも考えております。したがって、国の動向や22年度の農家所得等を見極めた上で対応してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

長々と申し上げましたが、私たちも一生懸命になって努力されている農家の皆さん、あるいはまた営農組合の皆さん方に力強く支援をしてまいりたいと思っていることをご理解いただきたいと思っております。

さて、議員が組合長を務められる海老江集落営農組合では、効率的な経営をされていることは聞いておりますし、私もせんだって営農組合の総会にも出席いたしまして、その経営内容を聞かせていただいたわけでございます。しかし、こういった新しい対策が与える影響は大変大きいと、組合長さんも憂えておられたことはそのとおりでありまして、そのとおりだと私も思っております。

今後、海老江集落営農組合の皆さんが、この対策を機にいち早く法人化されまして、

本村の農業の牽引役として、さらなる経営の安定化、規模の拡大、そして以前より提案しております他の集落営農組織と合併されまして、大きくなっていかれるよう期待するものであります。

また、規模の拡大に関し、農家の高齢化により増えつつある未整備地区の不作付地を集積する取り組みにつきましては、関係者の意向も踏まえ、強く支援してまいりたいことを申し上げます。

さらに、新規の助成事業といたしまして、新年度から特産品研究・開発事業に基づくかぼちゃの作付には、10アール当たり5万円の村単独助成を行うこととしております。これも農家の所得と生産意欲の向上につながるものと期待しております。議員各位のご理解をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） 今ほどはどうもありがとうございました。

もう1、2点お聞きしたいんですが、この舟橋村には、先ほど要支援宅はないということだったんですが、ひとり暮らしの方で、農協の福祉センターでは12名の方に一声かける準備を新年度しているんです。対象者がおられるんです。こういう方の把握というのは農協だけでは12名ですけれども、村全体を把握しておられる役場としては、何名把握しておられますか。

それと2点目は、現在ある保育所の基準ですが、この基準は現在もう2、3年は子どもが多いからよしとしても、その後減少してきたときに基準を少し緩めるとか、じいちゃん、ばあちゃんがおるからというのを排除するとか、そういった配慮は今後考えておられるかどうか。もう2点だけお聞きいたします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 明和議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

第1点のひとり暮らしの高齢者の件でございますが、私は、社会福祉協議会で把握しておるわけですが、現在28人おいでになります。

次に、保育所の関係でございますが、規模的にいきますと、今の施設は150人収容できる施設になっておるわけでございます。そういうことで、途中で20人、30人も可能なんですけれども、絶えず今おっしゃっておられるように、向こうの広域でお願いするというはかり方なんです。

ただ、そのようなニーズをどのような形で把握するか。ちょっと話は飛びますが、今人口は3,000人になりました。そのような情報は、新聞紙上で多分間もなくなるだろうというデータをつかむんです。そのときには皆さん一生懸命になるんですけども、舟橋村の保育所で実際に120人、130人の方が入所できるんだという情報をどこの時点で入れるか。ただ単に12月に入所申し込みを出して、1月に締め切るという体制をとっておりますと、いつもそういう話になると思うんです。ですから、そういった根回しでないんですけども、そういったことをどのような形で情報を仕入れるか、私はそれに尽きると思っております。そういった情報の入手をもう少し違った視点から考えるべきでなかろうか。そうしますと、今おっしゃったような希望に、可能な限り舟橋村の保育所で皆さん方の子どもさんを預かることができる、そういう体制づくりだと私は思っております。

効率のいい施設運営といいますか、そのように今後とも努めてまいりますことをお約束いたしまして、私の答弁にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。